

新		旧	
1回当たり 12,200円	1回当たり 12,200円	1回当たり 12,200円	1回当たり 12,200円
4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円	4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円	4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円	4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円
児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センター運営事業	児童家庭支援センター運営事業
次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額	次により算出された額の合計額
1 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,947,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,416,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,078,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	1 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,947,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,416,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,078,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円	1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする) 2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円
1/2	1/2	1/2	1/2
児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等
削除	削除	削除	削除